

名古屋都市計画風致地区の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画風致地区の変更（名古屋市決定）

都市計画勅使池風致地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
勅使池風致地区	約 256ha	名古屋市風致地区内建築等規制条例 (昭和 45 年名古屋市条例第 27 号) による建築物の建築、宅地の造成、 木竹の伐採、水面の埋立等の規制

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域の適正な土地利用を図るため、地区計画の決定とともに、勅使池風致地区を変更するものである。